

診療用エックス線装置  
診療用 変更届  
放射性同位元素装備診療機器

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様  
静岡県 保健所長

住 所  
管理者 氏 名

診療用エックス線装置  
年 月 日付けで届け出た 診療用 について、次のとお  
放射性同位元素装備診療機器  
変更した  
り ので、医療法第 15 条第 3 項の規定により届け出ます。  
変更する

病院又は診療所の名称及び所在地	
装 置 等	製作者名 型式
変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 事 項	
変 更 理 由	

- (注) 1 診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用粒子線照射装置、診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具又は診療用放射性同位元素に係る届出事項の変更の場合は、「診療用」の箇所に、その別を記入すること。
- 2 診療用エックス線装置、診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用粒子線照射装置、診療用放射線照射装置又は放射性同位元素装備診療機器に係る届出事項の変更の場合は、装置等欄に製作者名及び型式を記入すること。
- 3 変更がエックス線診療室、使用室、貯蔵施設。運搬容器、廃棄施設又は放射線治療病室に関する場合は、それぞれ平面図及び側面図を添付すること。